

リフォーム工事保証書

お客さま名	
工事名	
現場住所	
引渡日	

請負者

お引渡後不具合が発生した場合は、アフターサービス基準の定めるところにより、弊社が責任をもって対応・処理いたします。

ニイミ産業株式会社
ニイミアンしんリフォーム 菰野ショールーム

三重郡菰野町大字菰野字松尾1998番地7

印

保証約款

第1条(請負者の保証)

請負者 ニイミ産業株式会社 (以下「請負者」という。))は、保証書記載の住宅所有者(以下「所有者」という。))に対し、この保証約款に従って、当該保証書に記載する該当工事の保証を行う。

第2条(保証期間)

保証の期間は、リフォーム工事保証書記載のお引渡日に始まり『アフターサービス基準』に示した該当工事にチェックされた保証対象部位に対して記載された期間の満了日までとする。

第3条(保証の適用)

所有者は保証の対象となる現象(以下「保証対象現象」という)が発生した場合はすみやかに請負者に通知するものとする。請負者は第4条以下に記載するところに従って、アフターサービスの責を負う。

第4条(保証の内容)

- 請負者が、第2条又は第3条の規定に基づき行う修補とは、引渡時の設計仕様、材質、技術水準等に従って原状又は原状と同等の性能に回復するための補修、取替などのアフターサービス工事をいう。
- 前項の工事の対象には、保証対象現象の原因となった保証対象部位のほか、当該保証対象現象により建物に生じた2次的損害部分を含む。
- 前2項の規定にかかわらず、取替、やり直し等が著しく困難な場合、又は被害・損害の程度に比べて修補に過分の費用を要する場合には、請負者は、修補に代えて、補償金を支払うことがある。この場合、支払の対象となった部分については、以後、請負者には修補その他の責任はない。

第5条(保証の免責)

請負者は、アフターサービス基準の適用除外(例示)、又は次の事由によって生じた場合には、修補の責任を負わない。

- 暴風、豪雨、地震、落雷、洪水、火災等に起因するもの、又は火山噴火・地震等の地殻変動、地盤沈下、地滑り、崖崩れ等に起因するもの
- 屋根からの落雪等による建物・外構等への損害及び近隣・通行人等への被害
- 通常を超える積雪・凍結に起因するもの
- 自動車等の重量物の衝突・近隣での火災・ガス爆発等の予期せぬ外來事故に起因するもの
- 近隣における土木工事・建築工事等の影響、又は道路・鉄道・航空機等により発生した建物振動に起因するもの
- 地下水の流動等による地盤沈下に起因するもの
- 大気汚染、水質汚濁など環境災害、又は海水や潮風に起因すると考えられる腐食・腐朽・錆などの損傷
- 材料の特性による通常の経年変化に起因する摩耗・汚れ・退色・変色・乾燥・縮み・クラック(ひび割れ)等
- 請負者以外の者による引渡後の増改築・移動・地盤変更等の工事に起因するもの
- 請負者以外の者が、屋根・バルコニーなどに重量物・アンテナ等を取付けたことに起因するもの
- 注文者の支給部材・支給工事及び請負者以外の者による外構、擁壁工事に起因するもの
- 「取扱説明書」などに示された取扱いによらない等、居住者又は第三者の不適切な維持管理や通常想定されない使い方に起因するもの
- ピアノ・本棚等重量物の不適切な設置・使用によるもの
- 換気不十分、水蒸気を大量に発生させる居住方法によって生ずる結露、もしくはこの結露に起因して壁面・床などに発生するカビ・錆・染み・汚れ
- 常時居住しないため、又は長期にわたり不在のため、建物の維持管理ができなかったことに起因するもの、もしくは不具合の発見が大幅に遅れたことにより拡大した被害
- 発注者・入居者・所有者又は第三者の故意又は過失によるもの
- 発注者の指図に対し、請負者がその不適当な事を指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計、施工方法又は資材に問題があった場合等受注者以外の者の責任に帰すべき事由によるもの
- 定期的に必要なメンテナンスを怠る等、メンテナンス状況に起因するもの
- 植物の根等の成長及び小動物や虫害(キクイムシ、ダニ類等の発生を含む。))に起因する損傷・機能不具合
- 家電製品等メーカーによる保証が行われるものは、その保証内容・期間を超える場合
- 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故
- 引渡時に申出がなかった仕上げや家具類のキズ等
- 請負者が必要と判断して発注者・所有者に申し入れた工事が、発注者・所有者の都合により実施されなかったことに起因して発生したもの

第6条(保証責任の消滅)

次のいずれかに該当する場合は、以下に記載する事由が生じた時点で、保証の責任は消滅します。

- 所有者または所有者から当該建物を借り受けたものが、契約時の使用目的と異なる目的に使用した場合
- 文書による請負者の承諾なくして、継続して3ヶ月以上居住しなかった場合
- 文書による請負者の承諾なくして、お引渡後2ヶ月以内に居住しなかった場合
- 当該建物を所有者が第3者に引渡した場合、譲渡後の第3者に対する保証

第7条(所有者の要望による修補)

所有者の要望により、請負者が建物の引渡時の設計、仕様、材質等を上回る修補を行い、それにより、修補費用が増加した場合には、その増加した費用については所有者の負担とする。

第8条(その他)

この保証書に定めのない事項については、所有者と請負者の契約、その他請負者の合理的な判断に従う。